

福島県軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この事業は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達の支援及びコミュニケーションの向上を推進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「補聴器購入費等」とは、新たに補聴器を購入する経費、原則として5年とする耐用年数経過後に補聴器を更新する経費又は修理に係る経費をいう。
- (2) 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護する者をいう。

(補助金交付先及び事業実施主体)

第3条 補助金の交付先及び事業の実施主体は、市町村とする。

(助成対象者)

第4条 次の各号に掲げる要件をすべて満たす対象児童の保護者とする。

- (1) 第8条に規定する交付申請の時点において18歳未満である児童。
- (2) 福島県内に住所を有していること。
- (3) 両耳の聴力レベルが原則30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象とならないこと。ただし、30dB未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は対象とする。
- (4) 補聴器の装用により、言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童。

(助成対象からの除外)

第5条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。

- (1) 助成対象児童の保護者の属する住民基本台帳に登録されている世帯のうちいずれかの者について、補助金の交付申請を行う月に属する年度（4月から6月までの場合にあっては前年度）の市町村民税所得割の額が46万円以上である場合。
- (2) 対象児童が他の法令等に基づき補聴器購入等の助成等を受けている場合。

(補助基準額等)

第6条 補助基準額は、別表に定める1台当たりの基準額とする。

(補助額)

第7条 県の補助額は、購入及び更新においては、補聴器購入費等として市町村が必要と認める額と、別表に掲げる県基準額とを比較していずれか少ない方の額に3分の1を乗じて得た額と市町村が助成した額に2分の1を乗じた額を比較していずれか低い額とし、修理においては、補聴器購入費等として市町村が必要と認める額と、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第528号）」に規定する基準額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じた額と市町村が助成した額に2分の1を乗じた額を比較していずれか低い額とする。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を希望する対象児童の保護者（以下「申請者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法（昭和28年法律第283号）第15条第1項に規定する医師が、対象児童の聴力検査を実施した上で作成した意見書及び意見書の処方に基づき補聴器販売事業者が作成した見積書を添えて、市町村長に交付申請するものとする。

(所得審査等)

第9条 申請書を受理した市町村においては、助成対象児童の属する世帯全員の所得状況を調査し、第5条に規定する助成対象除外者でないことを確認するものとする。

(交付決定)

第10条 市町村長は、第8条の規定による交付申請の内容を審査し、助成金の交付又は却下を決定する。

(補聴器の購入等)

第11条 申請者は、助成金交付決定に基づき補聴器を購入、更新又は修理するときは、見積書を作成した補聴器販売事業者から、補聴器の購入等をするものとする。

(助成金の請求及び支払い)

第12条 助成金の請求及び支払方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市町村長は、第10条の規定により助成金交付決定を行うときは、申請者に対し、「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業支給券」（以下「支給券」という。）及び「代理請求及び代理受領委任状」（以下「委任状」という。）を交付するものとする。

- (2) 申請者は、販売事業者から補聴器を受け取ったときは、販売事業者の利用者負担額を支払うとともに、受領年月日及び署名捺印した支給券を販売事業者に提出するものとする。
- (3) 申請者は、前号の規定により補聴器を受け取る際に、委任状により販売事業者へ助成金の代理請求及び代理受領の委任を行うものとする。
- (4) 販売事業者は、前項に規定する委任により、請求書に支給券を添付し、市町村へ公費負担額を請求するものとする。
- (5) 市町村は、前号の請求に基づき、公費負担額を販売事業者へ支払うものとする。

(県補助金の交付)

第 13 条 知事は、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で第 7 条に規定する補助額を助成するものとする。

(関係帳簿の作成)

第 14 条 市町村は、補聴器購入費等の交付に当たり、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業台帳（別紙様式）を備え、必要な事項を記載するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。